

4. 今後の対応について

4.1 基本方針

今回の土砂災害で甚大な被害をうけた阿蘇地域において、土砂災害から住民の生命、財産を守るため施設整備（ハード）、警戒避難（ソフト）両面から総合的な土砂災害対策に取り組む。

特に著しい被害を受けた阿蘇市一の宮町の外輪山東斜面を中心に、阿蘇地域の防災安全度の向上を図ることで人と自然との共生を可能にし、地域住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを目指す。

4.2 施設整備基本計画

施設整備にあたっては、被災溪流等の上流部から集落までを一体的に整備する必要があるため、治山部局と砂防部局が連携して取り組む。

また、阿蘇の世界文化遺産の本質的価値が「火山との共生」であることを念頭におき、阿蘇五岳からカルデラ内の平野部、外輪山へ至る放射線方向を眺めた時、低い方から水田・畑、森林、草地と変化する景観、また、人々が千年以上暮らしてきた、歴史、自然環境、生活・生業に支えられた景観に配慮する。

なお、被災斜面・被災溪流ごとの被害状況や不安定土砂の堆積状況及び下流域の保全対象などの溪流の状況に応じ、段階的に整備を行い防災安全度の向上を図る。

(1) 応急対策(H24)

砂防施設及び治山施設内に異常堆積し、次期台風等の出水で再度災害が発生する恐れのある土砂・流木については、緊急に撤去する。

(2) 緊急対策(H24)

人家や道路、公共の建物等に被害を及ぼし、次期降雨で再度災害が発生する恐れのある箇所については、災害関連緊急事業により対策を実施する。

治山事業においては、治山谷止工の設置や山腹工の施工により、早期に森林に復旧するための基礎作りを行う。

砂防事業においては、下流域の人家に著しい被害が発生する恐れがある溪流について早急に砂防堰堤の整備を進める。

(3) 短期対策(H25～H27)

今回家屋被害までは至っていないが、人家、国道、JR 等へ土砂が到達するとともに溪流に不安定土砂が堆積し次期出水で被害の発生が懸念される溪流や崩壊斜面について、砂防施設（堰堤、流路工）及び治山施設等の整備を進める。

(4) 中・長期対策(H27～)

上記（3）までの対策を補完し、より充実した土砂災害対策を図るため、不安定土砂が溪流内に堆積し、下流域保全対象に被害を及ぼす恐れのある溪流や崩壊斜面について、砂防施設（堰堤、流路工）や治山施設等の整備を進める。

表 4.1 実施を予定している事業の一覧

事業名	応急対策 (H24)	緊急対策 (H24)	短期対策 (H25～H27)	中・長期対策 (H27～)
森林保全施設管理整備事業	○			
災害関連緊急治山事業		○		
単県営治山事業		○	○	○
単県市町村営治山事業		○	○	○
治山激甚災害対策特別緊急事業			○	
民有林補助治山事業				○
農山漁村地域整備交付金事業(地域自主戦略交付金)				○
砂防施設維持管理事業	○			
災害関連緊急砂防事業		○		
単県砂防事業		○	○	○
単県急傾斜事業		○	○	○
砂防激甚災害対策特別緊急事業			○	
火山砂防事業(社会資本整備総合交付金)			○	○
急傾斜地崩壊対策事業(社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金)				○